

令和7年度介護職員初任者研修受講支援事業に関する **質問** と **回答**

	質 問 内 容	回 答
問 1	介護職員初任者研修の資格はないが、看護師(又は社会福祉士、社会福祉主事任用資格)の資格を有している者は対象となるか。	介護職員初任者研修を修了したとみなされる資格を有している者は対象外になります。 【対 象】社会福祉士、社会福祉主事任用資格 【対象外】保健師、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護福祉士、ホームヘルパー1級・2級、介護職員基礎研修及び介護福祉士実務者研修修了者
問 2	交付申請書を提出し交付決定通知があった後に、新たに職員を採用し、研修を受講させる場合は、変更承認申請書を提出すればよいのか。	新たに職員を採用し、初任者研修を受講させる場合は、変更承認申請書ではなく、交付申請書を別途提出してください。
問 3	交付申請書を再度提出する場合は、納税証明書を改めて添付する必要があるか。	既に提出済みの納税証明書のコピーを添付いただいて構いません。
問 4	交付申請書を再度提出した場合、実績報告書は、1枚にまとめてよいのか。	実績報告書は、交付決定通知書ごとに提出して下さい。
問 5	事業計画書に記載した初任者研修が指定事業者の都合で中止となった場合はどうすればよいのか。	中止となった時期と補助金申請手続きの段階との関わりで取扱いが異なるため、速やかに宮城県社会福祉協議会へ連絡願います。
問 6	介護事業所を運営する法人が設置する研修施設での初任者研修の受講は可能か。	可能です。ただし、宮城県から介護員養成研修事業者(初任者研修課程)の指定を受ける必要があります。
問 7	初任者研修が令和8年2月13日までに修了するものの、修了証の交付が3月にずれ込む場合は対象となるか。	修了証の交付が3月になった場合でも、令和8年2月13日までに研修を修了していれば対象になります。 なお、研修の修了日は出勤簿等で確認します。
問 8	令和8年2月13日までに初任者研修の修了が見込めなくなった場合はどのような取り扱いになるか。	令和8年2月13日までに研修を修了していなければ原則対象外となります。ただし、やむを得ない事情による補講などであれば、対象となる場合もありますので、宮城県社会福祉協議会へ詳細を連絡願います。(天候による公共交通機関の遅延があった場合でも、研修が通常とおり開催されている場合はやむを得ない事情には該当しません。)
問 9	補講を受ける際の費用は、研修受講料として認められるか。	補講費用を、法人が支払っている場合は、認められます。ただし、交付決定通知後の増額は認められません。 (募集要領 6 留意事項(2))
問 10	勤務日以外の日に初任者研修を受講した場合どのような取り扱いになるか。	雇用期間中の勤務の一部として初任者研修を受講しなければならないため、受講日は勤務日とし、出勤簿等には研修受講日であったことが分かるようにしてください。
問 11	初任者研修の一部を通学で受講する場合であっても、研修種別は通信となるのか。	初任者研修は、通信形式であっても89.5時間のスクーリング(通学)が必須となります。通信形式で実施できる上限は40.5時間です。通学・通信については事業者を確認下さい。
問 12	代替職員を雇用しないため、人件費は発生しないが、計画書の人件費欄には0と記載することになるのか。	代替職員の雇用の有無に関わらず、受講する研修の種別に応じた定額を交付します。このため、通学の場合16万9千円、通信の場合は11万7千円と記入して下さい。 ※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いのため、研修

		[通信の場合] のスクーリングが規定（89.5時間）より短縮された場合でも人件費は定額補助します
問 13	介護以外の業務（経理や営業など）を行わせることはできないとされているが、事務補助（電話応対補助、PC入力業務等）を行わせることは可能か。	介護業務を行うに当たり必要とされる事務は対象となりますが、それ以外の事務補助などについては、補助の対象外となります。 【対象業務】介護業務（専任） 【対象外業務】ケアマネジャー業務、リハビリテーション業務、看護に関する業務及び福祉用具販売・貸与業務、サービス提供責任者の事務補助（電話応対補助、PC入力業務等）、経理や営業
問 14	新規雇用者が介護職員初任者研修受講中に自社の他事業所に配置転換することは可能か。	研修受講期間中は、事業計画書に記載された施設（事業所）等において介護の仕事に従事していただく必要があります。他事業所に配置転換になる場合は、変更承認申請書を提出して下さい。なお、配置換え等により介護業務以外に携わる場合は、補助の対象外となります。
問 15	訪問介護事業所も補助の対象になっているが、訪問介護で介護業務に従事するためには資格要件がある。無資格かつ未就業者を雇用する場合、どのようにすればよいか。	訪問介護事業所では、介護保険法等の関係法令の規定により、無資格の方は介護業務に従事できません。本事業で雇用する方には、まず、介護職員初任者研修を受講していただきますが、受講期間中の空き時間は、事業所内での研修や、利用者宅までの自動車の運転、利用者宅での視察研修を行うことが想定されます。 なお、介護以外の業務（経理や営業など）を行った場合は補助の対象外となりますので、ご注意ください。
問 16	初任者研修の受講料の支払いはどのようにするのか。	原則として、事業者が申込み、受講料を直接、研修事業者に支払うこととします。なお、領収証は事業者が関係帳簿とともに初任者研修の受講完了年度の翌年から5年間保管してください。
問 17	研修受講料が7万7千円を超えた場合、費用は事業主が負担するのか、それとも自己負担になるのか。	新規雇用者は、勤務の一部として介護職員初任者研修を受講することとなるため、研修受講料が7万7千円を超えた部分は、事業主が負担することになります。なお、事業計画書に記載する際は、実際に支払った研修受講料を記載願います。
問 18	この事業で新規雇用する場合、併せてハローワーク等から雇用助成金を取得することは可能か。	国又は県が支給する補助対象経費を同一とする各種助成金や委託料を二重に受給することは原則として認められません。 仮に二重に受給した場合には返還を命じられます。
問 19	初任者研修受講中に離職（退職）した場合の対応について。	初任者研修の修了が補助金支給の条件となるため、修了できなくなった時点で補助対象外となります。 この場合は、補助金交付要綱の様式3号により中止（廃止）承認申請書を提出して下さい。
問 20	初任者研修を修了したが、実績報告書を提出するまでに離職（退職）した場合の対応について。	介護分野の人材確保・育成及び定着を目的としているため、実績報告書を提出時点で雇用している必要があり、離職（退職）した場合は補助対象外となります。 この場合は、補助金交付要綱の様式3号により中止（廃止）承認申請書を提出して下さい。